

平成28年度（対象年度：平成27年度）

# 北谷町教育委員会事務点検評価報告書

平成28年12月

## ごあいさつ

町教育委員会では、個性の尊重を基本とし、国・県及び町の自然と歴史・文化に誇りを持ち、英知と創造性に満ちた国際性豊かな人材の育成と生涯学習の振興を目指して、次のことを目標に教育施策を推進しております。

- (1) 自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ幼児児童生徒の育成を図る。
- (2) 平和で安らぎと活力ある社会の形成者として、国際性を培い、郷土文化の継承・発展に寄与する心身ともに健全で、英知と創造性に富む町民の育成を図る。
- (3) 学校・家庭・地域社会の相互連携のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追究し、生涯学習社会への移行を図る。

この目標の推進にあたっては、町民の皆様との共感と共有に基づく協働と連携を大切にしながら、具体的な施策・事業を町の年次重点施策に位置づけて取り組んでいるところでございます。

教育委員会事務点検報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成20年度から教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成することが義務付けられております。

また、点検・評価を行うにあたっては、客観性を確保するという観点から、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされております。

町教育委員会が平成27年度に実施した施策について、教育委員会事務点検評価委員を委嘱し、ご意見、助言をいただき、点検・評価を行いました。

この報告書により、平成27年度における本町教育委員会施策の取り組みを町民の皆様並びに町議会にお示しするとともに、引き続き施策の改善を図りながら、各施策をより効率的、効果的に実施し、本町教育行政の一層の充実を図ってまいります。

今後とも、教育目標の実現に向け、着実な取り組みを進めてまいりますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成28年12月

北谷町教育委員会  
教育長 川上啓一

## 目次

	ページ
● はじめに	
1 趣旨	1～2
2 点検評価の対象	
3 点検評価の方法	
4 点検評価結果の構成	
● 点検評価結果	
1 青少年健全育成	3
2 義務教育の充実	4～16
3 文化財の保全と文化の振興	17～19
● 資料等	
○ 関係法令	20～21

## はじめに

### 1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する報告書を議会に報告するとともに、公表することとされています。

教育委員会では、同法の趣旨に則り効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様への説明責任を果たすため、事務点検評価委員のご意見をいただき、教育委員会事務の点検・評価（以下「点検評価」という。）を実施し報告書にまとめました。

### 2 点検評価の対象

点検評価の対象は、平成27年度の本町教育の重点的な取り組みとして位置づけされた施策のうち重点施策17施策としています。

### 3 点検評価の方法

- (1) 点検評価にあたっては、施策の進捗状況等を明らかにするとともに、課題等を分析し、今後の対応策を示します。
- (2) 点検評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する外部の方々（事務点検評価委員）のご意見をお聞きする機会を設け、様々なご意見、ご助言をいただきました。ご意見をいただいた方々は、次のとおりです。

事務点検評価委員	経歴等
嘉陽田 朝栄	元役場職員
平良 長春	元自治会長（謝荊区）
栗国 典子	元小学校長

#### 4 点検評価結果の構成

(1) 分野

平成27年度重点施策3施策の17事業ごとに点検評価しています。

(2) 目標

各事業の目標を掲げています。

(3) 平成27年度の取り組みの概要

各施策の目標達成に向けて、平成27年度に実施した主な取り組みを示しています。

(4) 成果

取り組みの進捗状況を記載しています。

(5) 課題と今後の方向性

評価を踏まえ、今後の取り組みを進める上での課題を示しています。

(6) 事務点検評価委員の主なご意見

事務点検評価委員の方々からいただいた主なご意見等について記載しています。

## 1 青少年健全育成

重点施策	① ハワイ短期留学派遣事業
目標	<p>次代を担う中高校生をハワイに派遣することで、その国の風土及び文化に接し、青少年の交流を通して相互理解を深め、国際性豊かな人材育成及び国際社会に適応する能力の向上を図ることを目的とする。</p> <p>中・高校生をハワイに派遣し、語学学習、課外授業、ホームステイの実施、ハワイ北谷嘉手納町人会との交流会等を実施し、国際性豊かな人材育成を図る。</p>
平成 27 年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハワイ派遣事業の募集及び選考試験の実施 27名の募集があり、選考試験（作文・面接）で15名を選考した。</li> <li>・派遣前にオリエンテーションや事前研修、教育委員会表彰での派遣生の紹介を行った。 事前研修（英会話教室）等を毎週土曜日計4回実施</li> <li>・平成27年7月29日（水）から8月11日（火）までのハワイ派遣（語学学習・課外授業、ホームステイ）</li> <li>・北谷嘉手納町人会との交流会の開催（平成27年8月9日（日））</li> <li>・派遣後に子ども達との意見交換会、関係者を招いての派遣報告会を実施した。 事後報告会の開催（平成 27 年 9 月 10 日（木））</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣前にオリエンテーションや事前研修を行い、語学研修や生徒同士のコミュニケーションを図り、派遣に対する準備を行った。</li> <li>・ケガや病気もなく、派遣した15名全員が全てのスケジュールをこなし帰国することができた。</li> <li>・町人会との交流事業を円滑に実施することができ、今後の派遣事業での交流会も協力を行うとのことを確認した。</li> <li>・帰国後もさらに上級の英検にチャレンジする生徒など、積極的に活躍している。</li> </ul>
課題と今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハワイ北谷嘉手納町人会との交流会の調整やピクニックを行う場所への送迎を誰が行うかななどの疑問等に対し、町会会はもちろん嘉手納町や委託先のタイムス社、ホームステイコーディネートの IHC（インターナショナル ホスピタリティ センター）などすべての関係機関と確認を取り、共通理解を行うことが必要でかつ言葉の壁もあって、調整が難しかった。</li> <li>・ホストファミリーのコーディネートが難しく、北谷・嘉手納町人会の皆さんにも受入をしてもらった。</li> <li>・早めに派遣日程の決定を行い、交流会の場所、時間、送迎方法、交流内容等の調整を行う必要がある。</li> </ul>
事務点検評価委員の主な意見	<p>3回目を迎えるハワイ派遣事業、現地（ハワイ）での日程調整等の課題がまだ多い。課題については丁寧に点検し、検証する必要がある。</p> <p>今後はさらに、有意義な派遣事業となるよう、今後ますます充実した事業として継続することを期待します。</p>

## 2 義務教育の充実

重点施策	② 学校給食センター施設整備事業
目標	<p>建築後 30 年余が経過し、老朽化のすすむ学校給食センター施設の安定稼働及び、衛生管理の整備等について調査研究し、改修を行い衛生管理体制の高度化に努める。また、新調理場施設整備事業の推進を図る。</p>
平成 27 年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新調理場整備事業について、町 PTA 連合会から要請書が提出され、その対応に町長部局との調整も交え、意見交換等を交えながら対応し合意形成を図った。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご飯の提供方法について委託することに町 P 連から安全性や給食費の値上げなどの不安が挙げられたが、説明会や協議を重ね、理解と合意形成を図った。</li> </ul>
課題と今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現調理場は、施設はもとより他の調理設備の老朽化が進み、できるだけ早く新調理場へ移行する必要がある。その中で、必要な維持修繕を行いつつ、調理場の安定稼働を図っていく必要がある。</li> </ul>
事務点検評価委員の主な意見	<p>給食センターは衛生管理が重要である。施設整備においては安全管理体制、食器の改善、アレルギー対策に対応した施設整備計画を行い、安全、安心でおいしい給食の提供するため老朽化した学校給食センターの建て替えが計画通り進められるように取り組んで下さい。</p>

## 2 義務教育の充実

重点施策	③ 学校給食費助成事業
目標	小中学校に通う多子（3人以上）世帯の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進する。
平成 27 年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年目（H26 実施より）に入り、各学校の町事務との連携も円滑となり、申請、決定通知、給付等の事務手続き体制がスムーズに対応できるようになった。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者…………… 1 6 2 人</li> <li>・ 給付決定者……… 1 4 1 人</li> <li>給付額：6,258,000 円を給付した。</li> </ul>
課題と今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て支援施策として、学校給食助成事業は安定に向かいつつある。子育て施策の充実を求める町民の声が高まったとき、補助制度の拡充についても調査研究する必要がある。</li> <li>・ 北谷小及び北谷中には、沖縄市との教育事務一部委託協議書により沖縄市在住の児童生徒が通い、その子らへの給食費助成について沖縄市教育委員会との事務調整を図り、個別申請給付体制を構築できた。</li> </ul>
事務点検評価委員の主な意見	子育て支援を推進するためにも有効な事業だと考える。今後もさらに継続して支援されることを期待したい。



2 義務教育の充実

重点施策	④ 日本語指導学習支援員派遣事業
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内各小学校に在籍し、日本語が十分に理解できていない帰国児童及び外国籍児童に対して日常生活及び学校生活において不安なく過ごすことが出来るように学習支援を行う。</li> <li>・日本語指導（通級指導）において、対象児童は2年以内で家庭生活や学校生活で支障をきたさないようなレベルまで学習内容を習得させる。</li> </ul>
平成27年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北谷第二小学校（週2日）・北玉小学校（週3日）に日本語指導学習支援員を配置し、日本語の指導に従事した。（拠点校：北玉小学校）</li> <li>・両校とも子どもたちが所属学級から日本語教室に必要なに応じて通級し、個別のカリキュラムに従ってきめ細やかな指導を行った。（個に応じた指導）</li> <li>・宿題や課題等を毎日与え、提出させることで、学習習慣の形成を図った。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北谷第二小学校（9）名、北玉小学校（21）名の児童が日本語教室において通級指導の形態で学習指導を受けた。</li> <li>・学校生活（特に日常の授業）についていけるよう支援・指導され、意欲的に学習に取り組むことができています。</li> <li>・日本語の習得が進むにつれ、所属学級での人間関係も良好に築かれつつある。</li> <li>・日本語教室入級後の児童は、日本語の語彙が増え、ひらがなや漢字の読み書きが出来るようになり、日本語での会話も上達し、コミュニケーション能力も向上しつつある。</li> <li>・日本語指導学習支援員は、午前8時30分から午後3時30分まで勤務し、夏季休業期間中は必要に応じて子どもたちの補習指導にも対応した。</li> </ul>
課題と今後の方向性	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国籍児童が学習に関する問題を一人で抱える傾向がある。</li> <li>・日本語教室における教材の整備と環境整備の充実</li> <li>・保護者との連携を視点とした学習指導も含めた相談活動の在り方</li> <li>・所属学級の担任と日本語指導学習支援員の情報交換の場や時間の設定（連携）</li> <li>・日本語指導学習支援員の指導力の向上（教材研究、指導スキル等）</li> </ul> <p>&lt;方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国籍児童が学習に関する問題を一人で抱えることなく、少しずつ日本の生活や学習を彼らが理解していくためにも日本語教室における教材の整備と指導の充実を図る（日本語指導学習支援員の指導力の向上）</li> <li>・子どもの学校生活や学習について教育相談や保護者面談を計画的に実施する</li> <li>・各学校での所属学級担任と日本語指導学習支援員の情報交換の場と時間を設定する</li> <li>・日本語指導支援員の研修の機会を設定する（中頭教育事務所との連携）</li> </ul>
事務点検評価委員の主な意見	<p>教育的ニーズに応じた、きめ細やかな指導、支援が図られたことは評価できる。学校ニーズに適切に対応できるよう、学習支援員の研修の実施、学校との連携が重要な課題になる。</p>

## 2 義務教育の充実

重点施策	⑤ 学習支援員配置事業
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の児童生徒の確かな学力の向上に向けて、日々の授業の中で個に応じた指導を充実させるために担任教師や教科担任教師と学習支援員が連携して学習指導法の工夫改善するとともに、その日の授業内容の定着が進まない児童生徒に対して、個々の習熟の程度に応じた学習を支援する。</li> </ul>
平成 27 年度 の取り組み の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小中学校に1人配置し、それぞれの学校の児童生徒の実態、学校の実情に基づき小学校2年生から中学校3年生まで個に応じた指導を重視した学習支援を行った。</li> <li>・日常的に算数、数学の授業の中で学習の定着が進まない子どもたちに対し、個別の声かけや丸付け、問いかけなどの支援を行なった。</li> <li>・問題データベースの活用により、つまずきの程度に応じて補習指導や習熟を図る時間において取り組まれた。</li> <li>・各学校での放課後(学力強化月間等を含む)や夏休み、春休みの補習指導計画により学習支援員が有効に活用された。</li> <li>・諸学力調査や定期テスト Web テスト等の処理業務に従事した。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校の子どもたちの実態に応じて、学習支援員が関わる担当学年、学級が選定され、時間割、支援方法が計画され支援が行われている。</li> <li>・わかる授業の構築に向けて日々の補習指導や夏休み、春休みの補習指導が実施されている。</li> <li>・各学校とも学力強化月間が設定され、その期間において重点的に放課後の補習指導で支援員が活用されている。</li> <li>・計画的に児童生徒に習熟の程度に応じた指導がなされている。</li> </ul>
課題と 今後の方向性	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中における形成評価と、授業と宿題の連動によるわかる授業の構築、また家庭との連携において学力の向上を図ることが重要</li> <li>・学級担任及び教科担任と学習支援員の連携の在り方</li> <li>・学習支援員の資質能力の向上</li> </ul> <p>&lt;方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わかる授業を意識した、「統一、徹底、連動」による「北谷町二ライっ子実践9項目」を充実させる。</li> <li>・授業における学び合いの風土づくりを推進する。(北谷町学びのプロジェクト)</li> <li>・学習指導法の工夫改善を視点とした学習支援員の効果的な活用を図る。</li> <li>・学習支援に対する共通確認をとおしての役割の明確にする。(情報・行動連携)</li> <li>・学習支援員を対象とした研修会の実施を計画する。(支援員の資質能力の向上)</li> </ul>
事務点検 評価委員の 主な意見	<p>各学校に学習支援員を配置し、確かな学力の育成を目指しきめ細かな事業を進めていることは評価できる。学力の向上の成果も出ていると思う。</p> <p>学校毎のニーズに適切に対応できるように、教科担任との連携や資質能力の向上の為に研修を実施し、今後も有効な支援が行えるように努めてください。</p>

2 義務教育の充実

重点施策	⑥ スクールソーシャルワーカー配置事業
目標	<p>町嘱託員1名に加え、新たに1名（県派遣）を配置し2名体制として、家庭・関係機関等との連携を通して各小中学校で生徒指導上の問題を抱える児童生徒の指導援助を促進する。（不登校対策、いじめ対策等）</p> <p>町子どもの貧困対策における学校・家庭・関係部局や関係機関との情報連携に基づいた児童生徒の支援を実施する。</p>
平成27年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の生徒指導上の課題に対応し、対象児童生徒の置かれた様々な家庭環境、友人関係等に働きかけて支援を行い、問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めた。</li> <li>各学校の児童生徒に係るケース会議に参加し、具体的な役割分担、支援の方法、運営の在り方等に支援を行い、機能的、実働的なケース会議の開催へと導いた。</li> <li>各児童生徒への教育相談、家庭訪問を通じた保護者への相談活動、各学校の校内研修に参加しての支援を実施した。</li> <li>相談件数 1, 199件</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校のケース会議に参加し、児童生徒、教職員、保護者への具体的な対応策を示唆し、不登校の解消へ効果を出しつつある。</li> <li>問題を抱える児童生徒（学校内での徘徊、不登校、暴力行為等）やその保護者に支援を行い、各学校の生徒指導の未然防止の一助となっている。</li> <li>各学校の学級経営や教科指導における児童生徒対応スキルの研修会を実施することができた。</li> <li>教育講演会において講師をつとめ、町内の教職員に対し「人間関係づくり」の理論や対応スキルを伝えることができた。</li> <li>各学校へのスマイルプログラムの実践に関与し、各学校の支持的風土のある学級づくりに繋がった。（学級経営の充実）</li> </ul>
課題と今後の方向性	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員、保護者、児童生徒等のSSWの役割の周知、 （生徒指導体制の構築に向けたスクールソーシャルワーカーの活用の在り方）</li> <li>校内でのSSWと職員（管理職、担当職員等）が情報共有する場、時間の確保</li> <li>児童生徒の一人ひとりの居場所づくりをすすめる上での（スマイルプログラム）の推進とスクールソーシャルワーカーの効果的な活用</li> <li>子ども貧困対策へのスクールソーシャルワーカーの役割とその実働化</li> </ul> <p>&lt;方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北谷中学校区（北谷小、北谷第二小、北谷中）、桑江中学校区（北玉小、浜川小、桑江中）に各1名のスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校の生徒指導上の課題解決を促進させる。</li> <li>支持的風土のある学級、学年づくりを推進するためのスクールソーシャルワーカーを活用したスマイルプログラムの充実を図る。</li> <li>子ども貧困対策でスクールソーシャルワーカーを有効活用する。</li> </ul>
事務点検評価委員の主な意見	<p>多様化、複雑化する子どもの教育に関する相談に対応するために、H27年度は、SSW1名（町嘱託員）に加え、新たに1名（県派遣）を配置し2名体制として、学校の支援を行ったことは評価できる。児童生徒の生徒指導上の課題に対応し、問題行動の未然防止、早期発見、早期対応できたことは評価できる。今後も各学校における教育相談体制の充実を行って下さい。</p>

## 2 義務教育の充実

重点施策	⑦ 特別支援教育支援員派遣事業
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内各学校に在籍する障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行う特別支援教育の推進のため、支援を要する児童生徒に対し、安全面の配慮及び学校生活の補助を行い、教育活動（授業、学校行事等）を支障なく円滑に推進する。</li> <li>・特別支援教育の観点から、合理的な配慮をより一層高めるために特別支援教育支援員の各学校での有効活用を促進する。</li> </ul>
平成 27 年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい等を早期に発見し、対象幼児・児童生徒の個々に応じた適切な対応に繋げるため、幼稚園（10名）及び小学校（22名）、中学校に（9名）、計41名の特別支援教育支援員を派遣し、町内幼小中学校に在籍した特別な支援を必要とする119名の幼児・児童生徒に支援を実施した。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育支援員派遣要綱に基づく各学校からの申請書を審査し、支援員の派遣を要すると認められる者に対して特別支援教育支援員を各学校に派遣した。 （主な内容）</li> <li>・特別支援教育が必要な幼児児童生徒申請状況（派遣決定） 申請人数（派遣決定）：幼稚園に（12）名、小学校に（63）名、中学校に（44名）、計（119名） 内訳：生活面・安全面に配慮を要する幼児児童生徒数（59）名。 LD・ADHD等の発達障害（疑い含む。）の幼児児童生徒数（60）名</li> <li>・学校内の支援体制（情報交換やコミュニケーションの場と時間の設定等）が機能し、課題や支援方法を共通理解でき、行動連携に繋がった。</li> <li>・巡回相談指導員の助言により、支援を必要とする幼児児童生徒を早期発見し、適切な個々への支援（相談等）ができ、保護者とのかかわり等、障がいに対する保護者の理解にもつながった。また、福祉課等の関係機関への連携が図られた。</li> <li>・特別支援教育支援員の資質能力の向上を目指した研修会4回実施し、理論研修や講師を招聘しての具体的な対応スキル等を学ぶことができ、子どもたちへの還元（対応スキル）の幅が広がった。</li> </ul>
課題と今後の方向性	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育支援員を配置するための人材確保（1日6時間の短時間勤務）</li> <li>・支援員の雇用形態について、支援の質の向上を図るためには、嘱託員等の専門職としての検討が必要である。（資格取得等）</li> <li>・障がいの状態や病状により、支援が必要な幼児児童生徒の支援のニーズが多様化してきており、現在の支援体制等だけでは対応できないケースも出ている。</li> <li>・発達障がいを抱える子ども達の数が増加傾向にある。</li> </ul> <p>&lt;方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員の人材確保に向け、関係者や関係機関との情報連携を図る。</li> <li>・支援員の資質能力向上のため、町教育委員会主催の研修内容の充実を図る。</li> <li>・保護者や学校の連携だけでなく、福祉担当部署と発達障がい支援会議等を活用して連携強化を図る。また、多様化する障がいの状態や病状について、専門分野からの情報提供や助言を得て対策を考える必要がある。</li> </ul>
事務点検評価委員の主な意見	<p>支援を必要とする子供たちが増えている中で、特別支援教育支援員の配置は極めて重要である。また子ども一人一人が、障がいの状態や個別の教育的ニーズ等に応じた教育的支援が受けられるよう、支援員の研修会（現在は4回実施）の実施や支援体制の充実が重要である。</p> <p>また、早期発見、早期対応を重要であることから巡回相談指導員との連携が重要である。</p>

## 2 義務教育の充実

重点施策	⑧ 地域国際交流推進事業
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北谷町の歴史と伝統を尊重し、次代を担う国際性豊かな人材育成を図るために、外国の文化を見聞し、本町の発展に寄与する。</li> <li>・英国から訪問団（中学生、引率教諭）を受け入れ、双方向での交流事業を展開していくことで、町内中学生の国際理解教育の充実を図る。</li> <li>・英語スピーチ並びにカンバセーションコンテストにより選出された町内中学校の生徒を英国のディーンマグナススクールに派遣し、国際交流を実施する。</li> </ul> <p>※北谷の次代を担う人材育成事業（英国派遣交流、英国訪問団受け入れ事業）</p>
平成 27 年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 15 回北谷町英語スピーチ並びにカンバセーションコンテストを開催した。</li> <li>・スピーチコンテストで選ばれた生徒 4 名と、引率教諭 2 名をイギリス西部のディーンマグナススクールへ派遣した。</li> <li>・ディーンマグナススクールから訪問団を受け入れ、第 2 回目の相互交流を行った。</li> <li>・ディーンマグナススクールの訪問団生徒が町内中学校で交流体験を行い、中学生の異文化理解等の国際理解が図られた。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英国からの派遣団が町を訪れ、交流を重ねることで、北谷町をアピールすることに繋がっている。</li> <li>・北谷町の2中学校と英国のディーンマグナススクールの双方向での交流活動を通して、異文化理解、コミュニケーションを図ることで充実した国際交流となっている。</li> <li>・ホームステイや学校訪問（交流会）、自然体験等を通して、互いの自然、歴史、生活文化等の理解を深めるとともに、充実した交流活動となった。</li> <li>・学校訪問（各中学校での交流活動）を通して英国派遣に参加していない一般の生徒もディーンマグナススクールの生徒と交流でき、国際交流がより身近になった</li> </ul>
課題と今後の方向性	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英国からの訪問団受け入れ時のホームステイ先の確保（各家庭の負担軽減）</li> <li>・英国へ派遣への男子生徒の応募者がなく、ほとんどが女子生徒であり、男子生徒の応募を促進する必要がある。</li> <li>・受け入れ時の各中学校での交流日程調整が難しい（行事との兼ね合い）</li> </ul> <p>&lt;方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英国派遣人数を増やすとともに、男子の応募者を増加させる</li> <li>・派遣生徒 4 名から 6 名程度へ（予算調整）、各中学校男子各 1 名以上の参加（男子生徒枠の設定を検討することも必要である）</li> <li>・受け入れ家庭（ホストファミリー）の支援を通し、受け入れ体制の拡充を図る。</li> <li>・英国派遣参加生徒の帰国後の活動の促進（ボランティア活動等への参加促進）</li> </ul>
事務点検評価委員の主な意見	<p>英語スピーチ並びにカンバセーションコンテスト事業は年々向上している。英国との交流についても、英国から 2 回目の訪問団受け入れをし相互交流、継続できたことは評価できる。今後も発展、継続してください。</p>

2 義務教育の充実

重点施策	⑨ 小学校英語指導助手派遣事業																
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小学校に英語指導助手（AET）を派遣し、学級担任と英語指導助手とのチームティーチングにより、小学校英語活動の授業の充実を図る。</li> <li>・英語指導助手の派遣により、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませ、英語によるコミュニケーション能力の育成を図り、国際化社会で活躍できる人材を育成する。</li> </ul>																
平成 27 年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小学校に派遣された英語指導助手の積極的な活用がなされた。（授業改善、個別の支援、教材、教具の工夫による楽しい英語活動の実施）</li> <li>・各小学校におけるオーストラリアとの交流（インターネット）を実施している。</li> <li>・英語活動のネイティブでの英語指導助手の活用が計画的に実践されている。</li> <li>・英語指導助手は幼稚園・小学校へ4名派遣している。幼稚園は週1日、1時間勤務。小学校は週5日、1日5時間の勤務を行っている。</li> <li>・教育課程特例校として、1・2年生は年間12時間、3年生以上は年間35時間（1週間に1時間）英語科の授業を、年間指導計画に取り入れている。</li> </ul>																
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校の英語指導助手とも学級担任と連携をうまく連携を図ることができ共通理解のもと授業実践がなされている。</li> <li>・英語指導助手を活用することにより、生きた英語を授業の中に取り入れることができ、さらには他国の文化にも興味関心が高まっている。</li> <li>・英語指導助手を活用し、オーストラリアの小学校とスカイプ（インターネット）を通じた交流が各4小学校で実施できた。</li> <li>・児童英語検定シルバー級へのチャレンジを通して英語学習の意欲の向上と繋がっている。</li> </ul> <p>【児童英語検定シルバー級（小6）正答率】</p> <table border="0"> <tr> <td>H24：町立小学校</td> <td>84.1%</td> <td>全国</td> <td>83.6%</td> </tr> <tr> <td>H25：町立小学校</td> <td>83.5%</td> <td>全国</td> <td>83.4%</td> </tr> <tr> <td>H26：町立小学校</td> <td>82.6%</td> <td>全国</td> <td>83.6%</td> </tr> <tr> <td>H27：町立小学校</td> <td>81.8%</td> <td>全国</td> <td>83.1%</td> </tr> </table>	H24：町立小学校	84.1%	全国	83.6%	H25：町立小学校	83.5%	全国	83.4%	H26：町立小学校	82.6%	全国	83.6%	H27：町立小学校	81.8%	全国	83.1%
H24：町立小学校	84.1%	全国	83.6%														
H25：町立小学校	83.5%	全国	83.4%														
H26：町立小学校	82.6%	全国	83.6%														
H27：町立小学校	81.8%	全国	83.1%														
課題と今後の方向性	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の英語活動と中学校の英語教育の円滑な接続（小中英語担当者研修会の充実）</li> <li>・新教育課程での小学校英語活動の教科化への対応</li> <li>・小学校教員の英語指導力の向上（教員免許との関連）</li> <li>・英語指導助手の資質能力の向上と人材確保</li> </ul> <p>&lt;方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英語指導助手と英語担当教師が教材研究する場と時間を確保し、密接に連携し、学習指導方法を改善していく。</li> <li>・小中学校の指導計画の見直しと指導の在り方について校種間での連携を深める。（小中合同英語担当者会の開催等）</li> <li>・小学校「英語の教科化」へ適切に対応していく。（国、県の動向を踏まえる）</li> </ul>																
事務点検評価委員の主な意見	<p>小学校の英語活動と中学校の英語教育の円滑、連続的な学びができるように、各小中学校の英語指導助手（AET）の担当者研修会のより充実が必要である。</p> <p>英語指導助手（AET）のネイティブの授業は重要であり今後とも継続して取り組んで下さい。</p>																

2 義務教育の充実

重点施策	⑩ 中学校英語指導助手派遣事業
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>各中学校に英語指導助手（AET）を派遣し、教科担任（英語担当）と英語指導助手とのチームティーチング（T.T）の授業形態を通して、中学校英語の授業改善の充実を図るとともに学力の向上を目指す。</li> <li>英語指導助手の派遣により、ネイティブな英語に触れさせ、英語によるコミュニケーション能力の育成を図り、国際化社会で活躍できる人材を育成する。</li> <li>英語指導助手を活用することで、中学生の英語の「聞く、話す」能力を高める。</li> </ul>
平成 27 年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>英語指導助手を各中学校へ 1 名派遣（計 2 名）し、各英語指導助手とも週 5 日、1 日 7.45 時間勤務した。</li> <li>各中学校で教科担任（英語担当）と英語指導助手が教材研究する時間が週 1 時間、定例で設定されており、教科指導における共通理解が高められた。</li> <li>英語指導助手を活用することにより、ネイティブでの授業実践がなされた。</li> <li>各学校とも計画的に全学級へ英語指導助手を活用された。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の英語指導助手とも英語担当教師（担任と教科担任）と連携をうまく図ることで共通理解のもと授業実践がなされている。</li> <li>英語指導助手を活用することにより、生きた英語を授業の中に取り入れることができ、さらには他国の文化にも興味関心が高まっている。</li> <li>生徒の英語学習意欲の向上と各種コンテストや英語検定などへの参加者が年々、増える傾向にある。</li> </ul> <p>【英語検定合格者】</p> <p>H22：5 級(40 人)4 級(87 人)3 級(51 人)準 2 級(12 人)2 級(2 人) 計 188 人  H23：5 級(25 人)4 級(47 人)3 級(57 人)準 2 級(8 人)2 級(3 人) 準 1 級(1 人) 計 141 人  H24：5 級(32 人)4 級(49 人)3 級(64 人)準 2 級(10 人)2 級(6 人) 計 161 人  H25：5 級(43 人)4 級(45 人)3 級(61 人)準 2 級(16 人) 2 級(3 人) 準 1 級(2 人) 計 170 人  H26：5 級(27 人)4 級(55 人)3 級(57 人)準 2 級(12 人)2 級(0 人) 計 150 人  H27：5 級(33 人)4 級(49 人)3 級(58 人)準 2 級(22 人)2 級(3 人) 準 1 級(1 人) 計 160 人</p>
課題と今後の方向性	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>チームティーチング（T.T）の指導方法の改善を通じた学力の向上</li> <li>小学校の英語活動と中学校の英語教育の円滑な接続</li> <li>英語指導助手の指導力及び資質能力の向上</li> <li>有能な英語指導助手の確保（人材確保）</li> </ul> <p>&lt;方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>英語指導助手と英語担当教師が教材研究する場と時間を継続して確保し、密接に連携し、学習指導方法を改善していく。</li> <li>小中学校の指導計画の見直しと指導の在り方について校種間での連携を深める。（小中合同英語担当者会の開催等）</li> </ul>
事務点検評価委員の主な意見	<p>中学校の英語教育が、小学校からの英語活動と連続的な教育ができるように、各小中学校の英語指導助手（AET）の担当者研修会により充実が必要である。英語指導助手（AET）のネイティブの授業は重要であり、今後とも継続して取り組んで下さい。</p> <p>各種コンテストや英語検定などへの参加者が年々増える傾向にあり、教育施策として高く評価できる。</p>

## 2 義務教育の充実

重点施策	① 北谷第二小学校校舎改築事業
目標	<p>昭和54年4月に建設された北谷第二小学校校舎は、昭和56年以前の旧耐震建物であること、建築後36年が経過し施設の老朽化が著しいことから、改築を行い耐震化及び教育環境の改善を図る。</p> <p>平成25年度                      基本設計          平成26年度                      実施設計          平成27～28年度                解体工事、仮設校舎賃貸借、校舎改築工事</p>
平成27年度の取り組みの概要	<p>本事業は平成25年度の基本設計を初年度として、校舎改築工事は平成27～平成28年度事業完了予定として進めている。</p> <p>本年度は、既設校舎の解体、仮設校舎賃貸、校舎改築（鉄筋コンクリート造3階建て、整備面積：6,469㎡）を発注した。</p>
成果	<p>本事業は平成27年度から平成28年度の債務負担行為による継続事業である。本事業を実施することにより耐震化及び教育環境の改善が図られる。本年度は、予定していた、既設校舎の解体、仮設校舎賃貸、校舎改築を発注する事が出来た。</p>
課題と今後の方向性	<p>平成27年度において解体工事（アスベストの調査、撤去）に不測の日数を要し、平成27年度は改築工事の進捗に遅れが生じた。改築工事完了予定の平成28年12月9日の完了に向けて工事を進めていく。</p>
事務点検評価委員の主な意見	<p>避難所に指定された学校施設として、機能を高めるための整備はより求められている。S56年以前の旧耐震の耐震化対策として建て替え事業を着手できたことは評価できる。予定通りの平成28年度に完了できるように取り組んで下さい。</p>



2 義務教育の充実

重点施策	⑫ 北谷第二小学校屋内運動場耐震対策事業
目標	<p>昭和57年度に建設された北谷第二小学校屋内運動場は、昭和56年以前の旧耐震基準の建物であるため、耐震補強工事を行い、耐震性能の向上を図り施設の安全性を確保し教育環境の整備を行う。</p> <p>平成25年度 耐震診断          平成26年度 耐震補強設計          平成27年度 耐震工事</p>
平成27年度の取り組みの概要	<p>耐震化のため、北谷第二小学校屋内運動場耐震補強工事を執行した。具体的内容は、耐震補強工事として玄関庇補強、屋根庇補強、屋根鉄骨ブレース補強・塗装、外壁塗装、内壁塗装を実施。耐震化に併せて改修工事としてトイレ改修、屋根防水を実施した。</p>
成果	<p>屋内運動場の耐震補強工事を行い耐震性能の向上を図ることができた。また、耐震補強工事に併せて改修工事を実施し、教育環境の整備を行うことができた。</p>
課題と今後の方向性	<p>耐震補強工事及び改修工事を完了し教育環境の整備が図られた。今後は建物が35年経過している事から施設の維持管理を適切に行っていく必要がある。</p>
事務点検評価委員の主な意見	<p>S56年以前の旧耐震建物の耐震化対策は喫緊の課題である。          北谷第二小学校屋内運動場の耐震補強工事を行い耐震化を図ることができたことは評価できる。</p>

2 義務教育の充実

重点施策	⑬ 桑江中学校屋内運動場耐震対策事業
目標	<p>昭和56年度に建設された桑江中学校屋内運動場は、昭和56年以前の旧耐震基準の建物であるため、耐震補強工事を行い、耐震性能の向上を図り施設の安全性を確保し教育環境の整備を行う。</p> <p>平成26年度 耐震診断          平成27年度 耐震補強設計          平成28年度 耐震工事</p>
平成27年度の取り組みの概要	<p>桑江中学校屋内運動場耐震補強設計（耐震補強計画、耐震補強設計）を完了した。</p>
成果	<p>平成26年度実施した耐震診断に基づき、平成27年度は耐震補強設計を完了させ耐震補強工事及び改修工事の準備が整った。</p>
課題と今後の方向性	<p>平成27年度実施した耐震設計を踏まえて、平成28年度には耐震補強工事を完了させる。          平成28年度の工事執行については、学校の授業に影響が出ないよう安全確保に努め計画通り執行できるよう調整して進めていく。</p>
事務点検評価委員の主な意見	<p>教育環境の整備として学校施設の安全は最重要課題です。旧耐震建物の屋内運動場の耐震化に向けて、耐震補強設計を終えて耐震補強工事に向けて具体化している。引き続き早期完了を目指して、耐震化が予定通りの平成28年度に完了できるように取り組んで下さい。</p>

2 義務教育の充実

重点施策	⑭ 浜川小学校外構整備事業
目標	<p>平成26年度までに浜川小学校校舎改築、浜川幼稚園園舎改築事業が完了したことから、敷地内の環境整備を行う。</p> <p>平成26年度 実施設計 平成27年度 外構整備工事</p>
平成27年度の取り組みの概要	<p>平成26年度完了した実施設計に基づき、浜川小学校外構整備工事を執行した。その内容は土工、舗装工、排水工、付帯工、植栽工、雑工、フェンス設置工、横断歩道移設一式である。</p>
成果	<p>本事業より学校の教育環境整備を行うことができた。また、新たなフェンス設置及び外構工事（1mセットバック）を行ったことで歩道幅員が確保され、児童生徒が安全に登下校できる通学路の安全性の確保のための整備ができた。</p>
課題と今後の方向性	<p>学校施設の整備については、「沖縄県福祉まちづくり条例」に基づいた施設整備を行い、バリアフリーの環境を整えている。さらに利便性の向上、安全性の確保のために車いす駐車場には屋根を設置する。</p>
事務点検評価委員の主な意見	<p>外構整備事業をおこない、学校の中庭整備、駐車場整備及び子どもたちが安全・安心に学校生活を送れる外構工事（1mセットバック）を行い、教育環境整備ができたことは評価できる。</p>

### 3 文化財の保全と文化の振興

重点施策	⑮ 伊礼原遺跡保存整備事業
目標	平成22年2月、国指定された伊礼原遺跡について、恒久的保存を図り、保存するだけでなく公開活用を図る。そのため遺跡の公開に向けて、町民の憩いの広場、生涯学習の場として、今後は史跡公園整備化を図る。
平成 27 年度の取り組みの概要	<p>国指定以降、伊礼原遺跡の保存・管理等について、平成 23 年に保存管理計画書を、続いて遺跡の公開・活用等を図るため整備基本計画を平成 26 年度に策定した。博物館との一体的な整備を視野に入れ、具体的な基本設計図の作成や、工事・維持管理に係る概算費用の算出、事業計画の策定を行うため、基本設計書を作成する。また、当該遺跡内から発見された住居跡の復元整備に向けた関連調査等を行い、具体的な施設のコンセプトや機能配置等を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊礼原遺跡整備基本設計の作成</li> <li>・伊礼原遺跡復元住居基本設計その 1</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊礼原遺跡整備基本設計により、史跡公園概要を作成した。</li> <li>・伊礼原遺跡復元住居委員会を立ち上げ、復元住居の基本方針を作成した。</li> </ul>
課題と今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウーチヌカーを含む背後丘陵地については、返還時期が平成 3 4 年度又はその後の予定となっており、返還前から防衛局や米軍へ当地区の重要性の理解と保全の協力を求めながら適宜必要な調査や手続きを進め、返還に合わせた追加指定による保全と整備を目指す。</li> <li>・文化庁補助金も厳しいことから、今後は文化庁及び県教育庁と連携を図り、事業費の確保とそれに伴う事業工程の見直しを要する。</li> </ul>
事務点検評価委員の主な意見	<p>史跡伊礼原遺跡整備基本設計業務委託を実施したことは評価できる。          国指定史跡伊礼原遺跡の保存活用に向けて、計画通り実施できるよう継続して取り組んで下さい。また、整備計画の進捗状況についても広報を行い、町民の皆様にも周知する必要がある。</p>

3 文化財の保全と文化の振興

重点施策	⑩ 町立博物館整備事業
目標	伊礼原遺跡に隣接し、建設予定の博物館整備事業について、本町に点在する歴史的資料、文化財を展示した施設を建設する。
平成 27 年度の取り組みの概要	<p>本町には、国指定史跡である伊礼原遺跡や、北谷城をはじめ、数多くの歴史的文化遺産が存在しており、学校教育や生涯学習の教材としての利用はもちろん、これら地域資源を活かした観光等への活用が望まれている。</p> <p>今後、これら歴史的文化遺産の資料を中心に、本町の歴史、文化、自然を広く紹介するとともに、町全体の教育普及、観光振興に貢献する博物館を建設するため、平成25年度に、「北谷町立博物館基礎調査・検討」を行い、平成26年度には、「北谷町立博物館（仮称）基本計画」（以下「基本計画」とする。）を策定した。</p> <p>平成27年度は、「基本計画」に基づき、交流創造のための施設における博物館建築基本設計を行った。</p> <p>北谷町立博物館基本設計（建築・展示）の策定</p>
成果	町立博物館建設準備委員会 3 回開催し、事業計画、展示計画、施設規模、管理運営計画を検討し、具現化するため基本設計として取りまとめた。
課題と今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・博物館建設に係る事業費等の検討</li> <li>・博物館運営に係る組織体制等の検討</li> <li>・観光客をターゲットにした北谷の伝統文化・芸能、歴史等を観光資源として活用した具体的コンテンツの検討</li> <li>・博物館事業の実効性・事業性を高めるため、ニーズ調査の検討</li> <li>・確実な事業の執行・効果が図られるため、上記検討課題を含めた管理運営計画を策定する。</li> </ul>
事務点検評価委員の主な意見	<p>町立博物館基本設計業務委託を実施したことは評価できる。</p> <p>町内の文化財が保存、展示できる施設として、施設整備が計画通り実施できるよう継続して取り組んで下さい。整備の進捗状況についても広報を行い、町民の皆様に周知する必要がある。</p>

### 3 文化財の保全と文化の振興

重点施策	⑰ 北谷城保存整備事業
目標	<p>H31年度（2019年度）返還予定の北谷城について、当遺跡を保存及び公開活用を図るため、引き続き文化財調査、報告書作成、国史跡指定、保存管理計画、グスクの復元整備を推進する事業である。</p>
平成 27 年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャンプ桑江北側返還に伴う発掘調査により中断していた北谷城の発掘調査の再開。</li> <li>・ 内閣府補助事業（嘱託職員）、文化庁補助事業（臨時職員）によりこれまで北谷城の調査 16 回分の資料の整理。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北谷城の過去 16 回分の発掘調査により出てきた出土品の入った箱（コンテナ）219 箱の資料整理（79 箱済）</li> </ul>
課題と今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米軍基地内の立入り調査の実施</li> <li>・ 国史跡指定に向けた取組みの事業計画、事業費、組織体制等の検討。</li> </ul>
事務点検評価委員の主な意見	<p>H31年度（2019年度）返還予定の北谷城について、当遺跡を保存及び公開活用を図るため、引き続き文化財調査、報告書作成、保存管理計画、グスクの復元整備を推進する重要な事業である。</p> <p>北谷城の発掘調査の再開が出来たことは評価できる。今後計画通り進めてください。</p>

## 関係法令

### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律<抜粋>

#### (事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

#### (教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）〈抜粋〉  
（19文科初第535号 平成19年7月31日 文部科学事務次官通知）

## 第一 改正法の概要

### 1 教育委員会の責任体制の明確化

#### (3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとしたこと。（法第27条）

## 第二 留意事項

### 1 教育委員会の責任体制の明確化

- (1) 今回の改正は、教育基本法第16条において、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないことなどが規定されたことを踏まえ、地方公共団体における教育行政の基本理念を明確化し、地方公共団体における教育行政の中心的な担い手である教育委員会がより高い使命感をもって責任を果たしていくことができるようにする趣旨から行うものであること。
- (2) 現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。
- (3) 点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。